

ヒスバの手引書に見るムフタシブ

—おもにアンダルスを中心として—

村田靖子

はじめに

本論文では、イスラム国家の役人であるムフタシブ *muhtasib* の手引書として書かれた「ヒスバの手引書」¹⁾を中心史料として使用する。本論文のテーマは以下の二点である。

- (1) この史料に見えるムフタシブに関する個々の記述を分類・整理して、ムフタシブの性格を明確にする。
- (2) ムフタシブの前身であるサーヒブ・アッスークからムフタシブへの名称の変化の意味を考察する。

一連の「ヒスバの手引書」は、マグリブで成立したものとマシュリクで成立したものとに分けられる。マグリブのものは、そのほとんどがアンダルスに関係するものであり、本論文ではアンダルスのムフタシブを議論の中心にすえて検討したい。

筆者がこの史料を取り上げたのは、アンダルスの経済活動を明らかにしたいという意図があったためである。この史料はムフタシブが職務を遂行する上での注意点をまとめたものであり、そのムフタシブの管轄はおもにスークを中心としていた。したがってこの史料にはスークの人々の活動も詳しく記されており、都市内での経済活動の貴重な史料となり得るのである。しかし、この史料はあくまでもムフタシブを対象に書かれているため、史料を正しく利用するにはまずムフタシブの性格をある程度正確に把握しなくてはならない。よって本論文では、ムフタシブそのものを中心テーマとした。ムフタシブの性格が明らかにされれば、今後この史料を使用して、アンダルスにおけるさらに詳しい経済活動の検討が可能になると考える。

ヒスバ *hisba* とは、「善を勧め、悪を禁じる」²⁾という全ムスリムの義務を意味する。ヒスバという言葉自体はコーランにはなく、この言葉が上述の義務を意味するようになった理由は明らかではない[Tyan 1960: 617-22]。そして、この義務を委任されて実行す

る者がムフタシブである。ヒスバの義務はムスリムの生活全般に関わってくるもので、この義務を委任されたムフタシブは、理論的には、公私の別なく、すなわち宗教義務の奨励から極めて私的なことまでの、ムスリムの生活全般における「善を勧め、悪を禁じる」職務を司っていたとされていた。

一方、史料上では、ムフタシブは主に政府の役人として登場する。この役人としてのムフタシブは、従来の研究では市場と風紀の監視人と考えられ、単なる市場のみの監督官ではないとされる傾向があった。それは、ひとつにはマーワルディーを代表とする法学者たちが、ムフタシブの性格を「ヒスバの義務を果たすもの」と規定していたためであり、また実際のムフタシブの職務の手引書である「ヒスバの手引書」も、同様の規定をムフタシブに適用していたからである³⁾。

しかしこの一連の「ヒスバの手引書」は、理論の部分と実務の部分に明らかに分かれており、理論の部分におけるヒスバの義務の規定は、法学的立場からの建前論にすぎず、必ずしもそれが全て守られていたとは考えられない。というのも、理論の部分で述べられていたことが、実務の部分ではなんら述べられていないということがしばしば見受けられるからである。こういったヒスバの二義性については、早くから指摘があったが [Gaudefroy-Demombynes 1938]、いぜんとしてムフタシブは宗教職の一つであるという定義に引きずられた、宗教的役割をより重要視する研究が多かった [Lévi-Provençal 1953, Marçais 1954, Levy 1957]。ただし最近の研究では、実際のムフタシブはヒスバの義務を理論通りに行っていたわけではなかったとする説が、一般的になりつつある [EI² ḤISBA, Chalmeta Gendrón 1973, Floor 1985]。

このような理論と実務の遊離は、ムフタシブという職務の名称の変化に伴って生じたものではないかと筆者は考える。イスラム初期においては、この職はサーヒブ・アッスーク(スークの長官) *ṣāhib al-sūq* と呼ばれていたのである⁴⁾。この名称の変化は、まずマシュリクで8～9世紀頃に、ついで2～3世紀遅れでマグリブでも起こった。8～9世紀という時期は法学の発展期と一致するので、この時期にヒスバの義務の概念が確立し、広められたと思われる。これによってヒスバの義務を負わされたサーヒブ・アッスークは、ムフタシブと名を変え、宗教職の一つと見なされるようになった。これは大きな変化であるように見え、また実際そのように考えられてきたが、このサーヒブ・アッスークからムフタシブへの名称の変化が、実質的にどのような内容を伴っていたのかは、いままではっきりとは論じられてこなかった。したがって、この職務の名称変化の時点を境として、その前後で何が変化し、何が変化しなかったかを明確にする必要がある。こ

れにより、ムフタシブがヒスバの理論通りに行動していたわけではなかった理由も明らかになるであろう。というのは、この名称の変化は、ヒスバの義務という要素が加わって起こったものであるからである。

以上のことから、これらの問題解決のためには、「善を勧め、悪を禁じる」という義務を実行する理論上のムフタシブと、実際の役人としてのムフタシブ、およびムフタシブの前身であるサーヒブ・アッスークという3種類の職務の、それぞれの具体的な職能を明らかにすることが必要であろう。その上で三者の比較検討を行い、相違点を明確にした上で、ムフタシブの名称と行政上の役割の歴史的変遷を明らかにしていきたい。

I ヒスバに関する史料の分類

ヒスバを扱っている史料にはさまざまなものがある。ヒスバをどのような意味で、または立場で解釈しているかによって分類すると、大きく分けて3種類になる⁵⁾。

第1群は、ヒスバの概念を土台とし、この義務を神学的、または法学的立場から解釈し、それを実行するムフタシブの義務を記した史料である。よって、これらの史料におけるムフタシブは、必ずしも役人を意味しておらず、議論は抽象的、建前論的である。

第2群は、第1群と同じくヒスバの概念を前提としながらも、より現実のムフタシブの職務に役立つように、実践的な職務実行上の注意点などを記した史料である。これらの史料の特徴は、主にその具体性にある。記述はどの都市にも当てはまるよう一般的に書かれてはいるが、成立当時の都市の経済活動をかなり忠実に記述していると思われる。

第3群は、実際の歴史上のムフタシブの存在を示す史料であり、主に人名伝、年代記、史書である。ムフタシブを歴史的に見る場合、これらの史料が最も重要であるが、アングルスに関しては、これらの史料から得られる情報は大変乏しい⁶⁾。

第1群に属する史料としては、役人としてのムフタシブを法学的に規定している Māwardī の *Aḥkām al-sulṭānīya* (Cairo 1978) を中心に使用し、補助的に Ibn Taymīya の *Al-ḥisba fi'l-islām* (Cairo 1900) と Ibn Khaldūn の *Muqaddima* (Cairo 1975) の記述を参考とした。

第2群に属する史料は、従来の研究者の分類による「ヒスバの手引書」といわれるものである。現在、校訂本が出版され、入手可能な「ヒスバの手引書」は10種ある。筆者はそのうち、入手することのできた、成立時期の古い8種を使用した。しかしこの従来の「ヒスバの手引書」と呼ばれる史料グループは、一纏めに扱うには問題がある。というのは、このグループの史料は、全てがヒスバやムフタシブを中心テーマとしているわけではない

からである。ヒスバ研究者たちがこのグループを設定したのは、ヒスバの手引書をムフタシブの職務を記した史料というよりは、経済活動を明らかにすることができる史料と考えていたためである。すなわち、スークに関して詳しい記述をしている史料は、全て「ヒスバの手引書」とされたのである。

本論文ではムフタシブの性格の規定を目的としているので、筆者はヒスバの手引書を「ヒスバの概念を前提とする、役人としてのムフタシブの職務の手引書」と定義した。この定義を適用すると、以下の6種のみがヒスバの手引書となる。

《マグリブ・アンダルススのヒスバの手引書》

IR : Ibn 'Abd al-Ra'ūf, "Risāla fī ādāb al-ḥisba wa'l-muḥtasib"

(*Trois traités hispaniques de ḥisba*, ed. Lévi-Provençal), Cairo 1955⁷⁾.

JS : Jarsifī, "Risāla fī'l-ḥisba" (ibid.), Cairo 1955⁸⁾.

SQ : Saqaṭī, *Kitāb fī ādāb al-ḥisba*, ed. Colin & Lévi-Provençal, Paris 1931⁹⁾.

《マシュリクのヒスバの手引書》

UT : Uṭrūsh, "Kitāb al-iḥtisāb", ed. Serjeant, *Rivista degli Studi Orientali* 28, 1953¹⁰⁾.

SZ : Shayzarī, *Nihāyat al-rutba fī ṭalab al-ḥisba*, ed. Bāz al-'Arīnī, Beirut 1946¹¹⁾.

IU : Ibn al-Ukhuwwa, *Ma'ālim al-qurba fī aḥkām al-ḥisba*, ed. Levy, London 1938¹²⁾.

また、筆者がヒスバの手引書から外した2種は、以下のものである。

YU : Yaḥyā b. 'Umar, *Kitāb al-naẓar al-aḥkām fī jamī' al-sūq*, ed. Dashrāwī, Tunis 1975¹³⁾.

IA : Ibn 'Abdūn, "Risāla fī'l-qaḍā' wa'l-ḥisba", ed. Lévi-Provençal, Cairo 1955¹⁴⁾.

これらをヒスバの手引書に含めることができない理由は、YUに関しては、これがスークに関するファトワー集であり、この本の中ではヒスバやムフタシブという用語は使われておらず、「善を勧め、悪を禁じる」という語句も現れないからである。また、IAは国家行政の手引書といえるものであり、君主をはじめワジール、カーディーなどの役職の心得が列挙されている。その中にムフタシブの章もあるが、ヒスバへの言及は一切ない。本論文では、YUはサーヒブ・アッスークの史料として使用し、IAはムフタシブの記述を含むためヒスバの手引書と共に使用する。

ヒスバの手引書はマシュリクでは9世紀頃から著され始めたようであり、現存する最

古のものが UT(9～10世紀成立)である。UT と SZ(12世紀)の間の関係については不明であるが、SZ 以後のヒスバの手引書は SZ を基にしてその場所と時代に合わせて書き加えをしたものであり、IU(13～14世紀)はその代表的なものである。

アンダルスの史料はどれも成立年代がはっきりしないが、古い方から IR(10世紀?), IA(11～12世紀), SQ(12～13世紀), JS(13世紀以降)の順になると思われる。しかし、これらの史料のあいだには何の関係もないように見える。それはこれらの史料間での引用、言及が一切なく、それぞれ執筆の動機が異なっているからである。IR は、前半の内容は第1群の史料に近く、後半は職業ごとの記述に移り他のヒスバの手引書と同様になる。IA は前述のようにムフタシブのための本ではなく、国家行政と都市行政の手引書である。これらに対し、SQ は前述の筆者の定義通りのヒスバの手引書である。JS は役人としてのムフタシブを対象にはいるが、都市の風紀の規制に重点が置かれているようである。したがってこれらを一直線に並べることはできないのである。

それではマシュリクとマグリブのヒスバの手引書の関係はどうであろうか。マーワルディーが全体的に影響を与えていることは考えられる。SZ も SQ も理論の章はマーワルディーに依っているようであり、JS はマーワルディーを引用してさえいる。しかしその他には、はっきりした関係を認めることができない。互いに影響を与えた可能性も考えられないことはないが、一応別個の系統と考えておいた方がよさそうである。

上に挙げたヒスバの手引書の著者のうちでは、SQ と SZ の著者のみが実際にムフタシブの経験があると判明している。IU, IR, JS の著者はムフタシブの経験がないと思われ、記述も理論に偏っている。したがって、SQ と SZ の内容が最も当時の状況に近かったと考えられるので、本論文ではこの2種の史料を中心として、論を展開していきたい。

II 理論上のムフタシブ

まず、第1群に属する史料を使用して、法学者の考えによるムフタシブとはどのようなものであったかを検討してみる。ヒスバについて記述している法学書の中で代表的なものが、マーワルディー¹⁵⁾の *Aḥkām al-sultānīya* である。その第20章に *aḥkām al-ḥisba* の章がある。その中でマーワルディーはまず、ヒスバを「善きことが蔑ろにされている時にそれを命じ、非難すべきことが行われる時にそれを禁ずること」¹⁶⁾であると定義し、ヒスバの義務を自ら進んで行う人と、公的な任務としてヒスバの遵守に責任を持つムフタシブとが存在することを示した上で、公的に任命された役人としてのムフタシブを記述の中心としている。役人としてのムフタシブの果たすべき義務の内容は、理論上のヒスバ

の義務であり、その任務は善を命じることと悪を禁止することの大きく二つに分けられる。その各々が、神の権利に関わること、人間の権利に関わること、神と人間の両方の権利に関わることの三つに分けられ、その具体例が挙げられている。

この章においてマーワルディーの規定したムフタシブとは、次のようなものであると考えられる。

- (1) ムフタシブはヒスバの義務を遂行すべく任命された役人である。
- (2) ムフタシブの任務は善を勧め悪を禁じること、つまり公共の福祉を実現することであり、ムスリムの生活全般に関わる。(具体的には、善を命じることとして礼拝の奨励、公共物の管理、子供・奴隷・動物の保護など、悪を禁止することとしてシャリーアに反することの禁止、禁じられたことの禁止、社会的不正の禁止、他人の権利の侵害の禁止などである。)
- (3) ムフタシブはカーディーの補助職であり、表面的な、直ちに判断の下せる事柄のみを扱う。つまり、カーディーのように正式な裁判をすることができない。
- (4) ムフタシブは助手を使い、報酬を受け取る。
- (5) ムフタシブには強制執行権と処罰権がある。

これによると、ムフタシブはカーディーの下請け役人であり、ムスリムの生活における違反を見つけてそれを罰する任務を持っていた。そして、ムフタシブの権限は市場に限られておらず、礼拝などの宗教に関すること、イスラム法に関すること、私生活に関することをも含んでいたようである。ここでは、ムフタシブの任務の中心は市場の監視ではなく、ムスリムの生活を正しく導くことである。したがって経済に関することは、その中の一部にすぎないと見ることができる。

マーワルディーより後代のイブン・タイミーヤ¹⁷⁾は、上述のことよりさらに抽象的議論をしており、ムフタシブを役人とも規定していないが、(2)と(5)については言及している。彼は、ムフタシブは「悪を禁じ、善を勧める」者であり、その任務はムスリムの生活全般に関わるとしているが、具体的には、度量衡の不正、商業上の詐欺、禁じられた取り引きの禁止、価格の維持といった経済問題を挙げている。

イブン・ハルドゥーン¹⁸⁾の記述でも、マーワルディーと同じ(1)から(5)までの規定が見られる。異なっているのは、(2)の職務の範囲であり、マーワルディーの記述よりかなり狭い範囲(例として、道路交通の妨害、運搬人や船頭の荷物の過重積載、崩壊しかかっている建物、教師による生徒の取扱い、食物その他の詐欺や度量衡のごまかしに対する監視が挙げられている)に限定されている。

このように、法学的立場においては、ムフタシブはヒスバの義務を実行し、ムスリムの生活全般を監督する職務であるが、その義務の適用範囲については法学者によって異なる解釈をしていることがわかる。そして、ヒスバの義務を実行することを強調している法学者でさえ、ムフタシブの職務は経済問題に偏っていることを暗に認めているのである。

Ⅲ サーヒブ・アッスーク

次に、ムフタシブの前身といわれるサーヒブ・アッスークの実像について、YU および第3群の史料から検討してみる。

YU は9世紀頃に成立した史料であり、UT とほぼ同時期の史料であるが、前者はヒスバについてもムフタシブについてもなんら言及していないのに対し、後者は明らかに筆者の定義どおりのヒスバの手引書である。YU にはサーヒブ・アッスークからの質問が数カ所に見られる。それらの内容は、パンの不正、なつめやしの不正、ジンミーの扱い、病人が食べ物を売ること、量の不正、価格決定、升・秤の調査、穀物の販売場所についてである。この内容を UT のムフタシブの義務と比べてみると、両者はほとんど重なっている。したがって、すでに9世紀当時には、同一の職務に対し、西方と東方では名称が違っていたということになる。

ではアンダルスにおいて、いつ頃から職名がサーヒブ・アッスークからムフタシブに変わったのであろうか。人名伝で役職を調べてみると¹⁹⁾、アンダルスにおいては初期にはヒスバの職 *wilāyat al-ḥisba* は現れず²⁰⁾、代わりにスークの職 *wilāyat al-sūq* が見られる。史料から集めることのできたアンダルスにおけるサーヒブ・アッスークおよびムフタシブはウマイヤ朝期からナスル朝期まで全部で46人であるが、11世紀までの32人は全員 *ṣāhib al-sūq* であった²¹⁾。また名称の転換期であると思われる時期(ムラービト朝からムワッヒド朝にかけて)のムフタシブには、*wilāyat al-ḥisba bi'l-sūq* や *wilāyat al-ḥisbat al-sūq* に任じられている例が見られる [Ibn al-Abbār : *Takmila* no. 1174, 216]。これ以後は *wilāyat al-ḥisba* となるので、名称が変化した時期は11~12世紀であったと推察できる。

また、*wilāyat al-ḥisba bi'l-sūq* や *wilāyat al-ḥisbat al-sūq* という職名は、「スークにおいてヒスバの義務を実行する職務」と解釈することができる。つまり *ṣāhib al-ḥisba* は *al-sūq* が省略された形とも考えられる。このことから、ムフタシブのヒスバの義務とは、「スークにおけるヒスバの義務」という限定されたものだった可能性は否めない。

次に、サーヒブ・アッスークの性格であるが、これは YU からある程度明らかにすることが可能である。サーヒブ・アッスークに関わっていることが明らかな項目は、上述のサーヒブ・アッスークの質問内容であるが、YU はスーク管理のファトワー集であるので、YU 全体の内容がサーヒブ・アッスークに関わると考えてもよいと思われる。マールディーと同様の項目で検討してみると、以下のようにまとめられる。

- (1) サーヒブ・アッスークも役人であったが、ヒスバの義務とは無関係であった。
- (2) サーヒブ・アッスークの管理対象は、以下の項目である。
 - (i) スークでの経済活動
 - 度量衡、穀物、粉、パン、牛乳、果物、蜜、油、肉などの不正の監視
 - 商人の監視(販売方法、販売場所、買い占め)
 - 販売価格の管理
 - (ii) 公道の管理、ハンマームの管理
 - (iii) 女性、ジンミーの管理と飲酒の禁止
 - (iv) 楽器の演奏、人形の販売の禁止
- (3) サーヒブ・アッスークと他の役職との関係は不明である²²⁾。
- (4) サーヒブ・アッスークもおそらく助手を使い、報酬を受け取ったと思われる。
- (5) 違反者に対して、不正を止めさせ、追放などの罰を与えるという記述がしばしば見られることから、サーヒブ・アッスークにも強制執行権と処罰権があった。

以上のように、スークの管理者であるサーヒブ・アッスークの職務範囲に、飲酒、ジンミー、音楽といった宗教的問題までもがすでに含まれていたということは注目に値するであろう。つまりこれらの問題に対する管理とヒスバの義務とは、必ずしも連動していたわけではなかったという可能性があるのである。また、史料中での登場頻度からみて、サーヒブ・アッスークにとって度量衡と食糧の不正の監視が特に重要な項目であったことが明らかである。

IV 実際の役人としてのムフタシブ

ヒスバの手引書は、まずヒスバの義務の前提を述べた上で、ムフタシブとヒスバについての理論を述べ、次いでムフタシブの実際の取締り内容を記述するという構成になっている。ここでは【1】から【9】までの項目を設定し、ムフタシブの性格規定を試みた。

【1】 ムフタシブの任命者

IA にカーディーが任命するとあるのみで[IA：20]、他の史料には何の言及もない。したがって断言はできないが、アンダルスの史書におけるムフタシブの影の薄さから見ても、カーディーの管轄下の一役人であった可能性が高い。

【2】 被任命者

誰がムフタシブに任命されたのかは、上記のように人名伝などから僅かながらわかるのみである。しかし数も記述も少なく、はっきりと規定することは不可能である。

【3】 ムフタシブの資格

理論的には「自分の精神を純粋にし、欲を捨て宗教義務に従い、スンナによって裁く人」[IR：69]であり「敬虔なムスリム」[IU：7]であるが、ヒスバの法をよく知っている人、つまり経験のある知識人であることが最も重要であった[IA：20；SQ：5；SZ：12]。ために法学者 faqih であることが必要とされ、さらに「民衆の管理を知っている」[SQ：5]、「公正さを持つ」[IA：20；SQ：5]ことが肝要とされた。

【4】 ムフタシブの賃金

「ムフタシブは支配者から報酬を受け、それは彼を満足させるものでなくてはならない」[IU：222]、「ムフタシブの報酬は国庫から支払われる」[IA：20]とあるので、報酬を受け取っていたことは確実であるが、金額などについては何も触れていないし、他の史料には何の記載もない。

【5】 ムフタシブの活動の本拠地

ムフタシブの活動の拠点はスークの中、もしくはその近くに置かれていた可能性が高いが、そのことに関する記述は見あたらない。

【6】 ムフタシブの職務遂行上の心得

ムフタシブは職務の性質上、特に賄賂を受けることが禁じられた。また徹底した捜査をし、かつ他人のプライバシーを侵害せず、経済情報は常に入手しておかねばならなかった。[IA：20；SQ：3-11；SZ：10；IU：ch. 1]

【7】 ムフタシブの権限の及ぶ範囲

農林水産物、鉱物といった都市内で入手できない物資の、都市外での仕入れや輸送についての記述が見られないので、原則として、ムフタシブの権限範囲は、任命された都市の内部のみであったと考えられる。

【8】 ムフタシブの取締り内容

この項目がヒスバの手引書の中心的記述内容である。各々のヒスバの手引書の構成を比較すると、共通のパターンがあることがわかる。どの史料もまず度量衡と食糧、特に穀物の記述から始まり、記述量も最も多い。食糧の記述が一通り終ると、商業、手工業へと記述が移っていく。したがって、この記述の順序と量は、ムフタシブの職務の重要さの目安と考えることができる。以下は、この目安を考慮しつつ、重要度の高い順にまとめたものである。まとめるに際し、SQとSZを中心に使用し、アングルスとマシュリクで異なるものについてはそれを明記した。

<1> 都市経済の管理

ヒスバの手引書ではムフタシブの管理対象のうちで大きな部分を占めているのが経済活動である。以下に商品や売買における不正に対するムフタシブの監視点について述べる。

1 計量の不正の防止

ほとんどの商品の取引は量り売りを基本にしており、計量の正確さが重要であったため、計量の不正を取り締まることは、ムフタシブの監視項目のうちでも最も重要なものと位置づけられていた。その不正には、量る時に多くまたは少なく量る、秤や升や分銅に細工するといった方法があった。

2 販売時の不正の防止

ムフタシブは、商人たちが計量時や商品手渡しの際にその一部をくすねたり、商品の内容を偽ったり、商品の外見をよく見せたりといった詐欺、盗みを禁じた。

3 商品の品質の維持

ムフタシブは商人たちが粉や肉などにおいて、品質の悪いものを高く売るために品質の違うものを混ぜたり、不純物を混入させたりし、また仕入費用を安く上げようと、材料を節約したり、にせの材料を使うのを禁じた。

4 食品等の衛生の確保

ムフタシブはパンや肉などの食品を扱う職人に対して、作業場の掃除、ねり桶やまな板などの道具の洗浄、水や使用材料の衛生、職人の衣服の洗濯や入浴を義務づけた。

5 職人の技術レベルの維持

ムフタシブは、職人たちがわざと手を抜いて商品を作らないように監視した。また、技術や知識の不足から不良品を製造しないようにさせなければならなかった。

6 盗品売買の防止

特に奴隷や家畜の販売において、盗品や詐欺の可能性を防ぐため、身元や持ち主のはっきりしているものしか扱わないように指導した。

7 価格操作の防止

商人は競売や買占めに関わって、値段の吊り上げをしやすい。特に穀物は重要な食糧であることから、その対象になりやすく、ムフタシブの監視の大きなポイントとなっていた。

8 労働者、荷馬の保護

ムフタシブは、運搬人などについて、彼らが一度に過度の荷物を運ばないようにさせた。過度の荷物は運搬人の健康を害したり、荷馬の酷使につながるからである。

9 宗教で禁じられた取引の防止

どのヒスバの書も理論の章ではコーランやハディースを引用してイスラム法の商業規定を記述しているが、個々の記述では殆ど触れていない。よって、実際にムフタシブがこの監視を行っていたかどうかは疑わしい。

<2> 都市生活環境の整備

以上のような明らかに経済に関係する事柄以外に対しても、ムフタシブの監視が及んでいたのは確かである。しかし、そのような記述は全体的に量が少なく、また、監視が無制限の範囲に及んでいるものでもない。

1 医療の管理

医者記述はマシュリクの史料にしかみられない。それゆえマグリブにおいても医者がムフタシブの監視の対象であったかどうかは断言できない。[SZ: ch. 36-7; IU: ch. 44-5; UT: 26]

2 子供の管理

これに関する事で、主にムフタシブが行わなくてはならない監視は、子供の教師

mu'addibの監視である。ここで言及されているのは幼い子供の教師のみである。ムフタシブは、既婚の、敬虔で信頼できる、読み書き算数に秀でた人を教師に任じ、また子供をひどく鞭打ったり、粗末に扱ったり、私用に使うのを禁じた。

またムフタシブは、教師に関係なくとも子供を監視することがあった。幼い子供を働かせるのを禁じたり、子供が道で危ない遊びや禁じられた遊びをしないようにすることである。こういった未成年者の保護もムフタシブの職務であった。しかしこれは、主にスーク内や公道上の秩序を守るための管理の一環であって、都市の秩序維持のための監視の一部であったと考えられる。[SQ : ch. 8 ; IA : 24- 6 ; IR : 111, 114 ; SZ : ch. 38 ; IU : ch. 46 ; UT : 29]

3 都市環境の管理

(1) 公道の整備と安全確保

ムフタシブは通行人が安全に公道を通行できるよう、道路を整備しておかねばならなかった。まず、道路に穴を掘って放置するとか、ごみや汚物を捨てる、道路に排水するなど道路を害する行為が禁じられた。また道路上に商売道具や商品を広げる、店舗から商品が突き出たままにしておく、馬を道路上に繋いだままにしておく、染みの付くものを運んで通行人の服を汚すといった通行人を害する行為も禁じられた。

(2) 公共施設の整備

ヒスバの手引書で記述されているのは、モスクと墓地である。マーワルディーやイブン・ハルドゥーンは城壁や建物にも言及しているが、ヒスバの手引書のなかでは、UT がモスク、橋、道路を見回ると記述しているのみである。モスクについては、清掃と水利の管理と、モスク内での物乞いや商売の禁止がムフタシブの仕事であった。墓地については、主に整備と保全が監視点であった。よってモスクや墓地の監視といっても、宗教義務を人々に守らせるということより、公共の場での秩序を守ることに重点がおかれていたと考えられる。[SQ : 69 ; IA : 24- 7 ; IR : 74 ; UT : 15- 6]

4 風紀の監視

ムフタシブは都市内での風紀を乱す行いを禁止した。

(1) 公道の監視

街頭にはさまざまな芸人たち、物乞いなどがいて、彼らは客に対し盗みを働いたり、詐欺をしたり、女性客を誘惑していたので、ムフタシブが監視しなければならなかった。

[SQ : ch. 8 ; IR : 112- 3 ; JS : 123- 4 ; IU : ch. 49 ; UT : 15, 29]

(2) ハンマームの監視

ハンマームにおいて監視すべきことは風呂の衛生(風呂に蓋をすること,きれいに洗うこと,清潔な水を使うこと)と風紀(風呂の中で何も身につけないで歩き回らないこと)である。[IA:48;SZ:ch.35;IU:ch.42;UT:27]

(3) 女性の監視

女性には宗教的な規制事項が多く,一部のヒスバの手引書にもそれが現れている。しかしこのような女性に関する宗教的規制に関しては,SQ,SZには規定がない。その他のことでムフタシブが監視しなければならないのは,女性と男性との間の風紀である。礼拝や宴会など人が集まる時は男女は同席しないように監視した。また,繊維産業には女工が多かったので,彼女らと取引する商人たちは信頼の置ける老人でなければならなかった。

売春宿の記述がIAに見られるが,これの取締りをムフタシブが行ったかどうかは特定できない。

(4) 飲酒の監視

これも宗教で禁止されている行為である。酒の製造や飲酒の禁止については,特にIUが詳しい。しかし,SQとSZにはそのような記述はなく,他の史料も詳しく言及しているわけではない。このことから,飲酒の監視がムフタシブの職務の中で,それほど大きな重要性を占めていたわけではなかったことが明らかである。[IA:42ff.;IR:98ff.;IU:ch.3;UT:23]

(5) ジンミーの監視

ヒスバの手引書の記述では,ジンミーをムスリムと区別し,より下の地位に固定させるよう監視するのがムフタシブの役割であった。酒,豚,正しく屠殺されていない肉をムスリムの市場に出すことを禁止し,ムスリムと区別できる衣服を身につかせた。ただし,これについての記述はSQには全くない。[IA:48-51;JS:122;SZ:ch.39;IU:ch.4;UT:29]

<3> 宗教規定の遵守

その他には主に宗教に関した記述が見られる。しかしこれらはヒスバの手引書の理論の部分に現れたり,法学的傾向の強い手引書[IR,JS,IU]に記述されているものであり,これらの監視義務がムフタシブにあったかどうかは疑問である。ほかの役人と重複する分野であり,境界を定めるのが難しい。

- 1 礼拝の奨励と礼拝に係る職務(ムアッジン²³⁾, イマーム)の監視[IA: 23ff.; IR: 70-6; IU: ch. 2, 47; UT: 16ff.]
- 2 葬式の手順, 儀式の監視[IR: 76-7; IU: 5]
- 3 断食, ザカート, ワクフ, 結婚の監視[IR: 77-84]
- 4 音楽の演奏, 楽器, 偶像, 絵の制作, 販売の監視[IR: 70-6; IU: ch. 3, 47; UT: 15-7]
- 5 孤児, 捨て子の保護[UT: 32]

以上がムフタシブの職務内容であるが, この一覧の後ろに位置するものほど記述が少なくなり, したがって, 重要性も少なくなると考えられる。このことから, ムフタシブの職務は<1>の経済の監視が中心で, その遂行にあたって付随的に発生する職務が<2>であると考えられ, <3>については, ムフタシブの職務であるとはっきり規定することはできない。都市経済の管理ということが, 全てのヒスパの手引書に共通することであり, その他のことはヒスパの手引書により内容のばらつきが大きくなっている。つまり, 著者のムフタシブの職務に対する解釈の違いが現れているのであって, ムフタシブの固有の職務とは必ずしも言えないであろう。

【9】 ムフタシブの職務遂行の手段

ムフタシブは上記の職務を果たすために, ある程度の権力を持っていたはずである。それが, マーワルディーにも記述されていた強制執行権と処罰権である。以下にその内容を整理してみた。

1 都市内の巡回と調査

不正を防止し, 秩序を保つためには絶え間ない監視が必要である。ムフタシブはまず自身がスークなどの見回りを行った。これはスークの人々に, 自戒を促す警告の効果があつたと考えられる。さらに店を回って不正をしていないかを調査した。調査は定期的検査のほかに, 抜き打ちにも行った。

2 度量衡および規格の統一

商取引で一番多い不正は, 度量衡に関するものであつた。このような不正をなくすために, ムフタシブは度量衡を統一しなければならなかつた。度量衡の統一は, ムフタシブの重要な仕事であつたといえる。しかし度量衡は, 地方ごと, 品目ごとに異なつていたので, 統一は容易ではなかつたと思われる。具体的には, 標準的な度量衡基準を示す原器を決定し, それを基準に秤, 升, 分銅を検査して, 合格したものには検印を押し, 検印のない

器具は使えないようにした。さらに、これらの器具の持ち主を名簿に控えたのである。分銅は材質を鉄か硝子と指定し、さらに、検印を押したあとに細工をしないよう、たびたび再調査しなければならなかった。

またムフタシブは度量衡だけでなく、各種の製品の規格も統一した。この統一によって、市場内の商品の品質を一定に保つことができたのである。建築に使う材木や板は、太さや幅が建物の重さに耐えられるような値に決められ、煉瓦やタイルも厚さ、幅が決められていて、そのサイズの鋳型を使わなければならなかった。そしてそれらのサイズの原器は、度量衡原器と同様に、ムフタシブのところに保管するか、モスクに吊るしておいたのであった。その他にも多くの商品に、何らかの規格があったと考えられる。[SQ : ch. 2-3, 7 ; IA : 34ff. ; IR : 106-9 ; SZ : ch. 3-4 ; IU : ch. 9-10 ; UT : 14]

3 部下とアミーンの任命

ムフタシブは自分の職務を効率よく果たすために、2種類の助手を持っていた。その一つが、仕事を補佐する多数の部下である。彼らはムフタシブの手足となって、不正を摘発したのである。[SQ : ch. 1 ; IU : ch. 54]

もう一つはアミン amIn である。ムフタシブは全ての職業に通暁しているわけではないので、その知識を補ってくれる人物が必要であった。そこで、役人である部下のほかに、各職業ごとにアミンを任命した²⁴⁾。アミンは「職人の親方のうちの主要人物で、信頼でき、忠告・知識が役に立ち、彼ら全てに優位に立つもので、彼らの秘密や有害なことを明らかにする者」[SQ : 9]が選ばれた。そして「彼らの状態を監視し、彼らの情報や、彼らのスークへもたらされる商品や製品、それにつける価格や他のムフタシブが知る必要のあることを彼に報告」[SZ : 12]した。つまり、アミンは各職業集団のなかの有力者であり、かつ、ムフタシブの協力者だったのである。このように、ムフタシブは、各職業の人々をアミンを通じて集団として管理していた。

このようなムフタシブの協力者としてのアミンの役割には、前述した升や分銅などの度量衡原器、煉瓦などの鋳型の原器の保管、争いや揉め事の調停もあった。

4 価格決定

これについては、マシュリクのヒスバの手引書はどれも、予言者の言葉を引用して価格決定を否定しており、具体的記述はない。それに対しマグリブのヒスバの手引書では、価格決定を完全に否定しておらず、SQ では価格決定方法を示してさえいる。しかしこの決定はムフタシブ一人でできるものではなく、公証人と、対象となる商品を扱う商人のアミンが立会う必要があった。ムフタシブが価格を決めていたのは小麦や肉、パンなど

主食となる食糧についてであり、これらは商人による価格操作を受けやすい品目である。ムフタシブは飢饉や買占めなどによる物価の上昇を防ぎ、市場を安定させるために価格決定を行ったのだと考えられる。[SQ : ch. 1 ; IR : 88, 109 ; SZ : 12 ; IU : ch. 6 ; UT : 14]

5 業者の管理

ムフタシブは粉屋に対して、パン屋に供給する粉の量を割り当て、パン屋に対しても一日の生産量を割り当て、名前と店の場所を名簿に記録した。また、升や秤の持ち主も名簿に記録していた。さらにスークに常設店舗のない商人たちには、彼らが場所争いをしないよう、ムフタシブが職業ごとにスークの中に場所を割り当てた。このようにしてムフタシブは、各業者の分布や実態と生産量の把握に努め、より効率よく管理を行おうとしていた。[SQ : 10 ; IA : 38, 42 ; IR : 97 ; SZ : ch. 5-6 ; IU : ch. 11-2]

6 違反者に対する処罰

ムフタシブがその職務を効果的に行うためには、違反に対して懲罰を与える力が必要であった。すなわち、違反者に対する刑罰と、不正が行われた商品の処分の2点である。ムフタシブは不正の回数と程度に応じて、叱責、投獄、鞭打ち、引き回し、スークからの追放といった刑罰を科した[SQ : 9 ; IR : 90ff. ; UT : 12]。また水を混ぜた牛乳はこぼしてしまい、重さの足りないパンは細かく壊すなど、不正のあった商品は販売できないようにした[SQ : 28ff. ; IR : 90ff. ; UT : 17]。または廃棄せずに貧民への施しにすることもあった[IR : 86ff. ; JS : 125]。

以上がヒスバの手引書からみたムフタシブ像である。ヒスバの手引書全体を通して言えることだが、マシュリクとマグリブの史料の間には、内容に関して本質的な違いは見られない。したがってムフタシブの職務内容には、少なくとも本論文の対象とする時代(10-13世紀)については、それほど地方差がなかったと思われる。

V ムフタシブの実像

以上、サーヒブ・アッスーク、理論上のムフタシブ、実際の役人としてのムフタシブそれぞれの性格規定を試みた。そこでこの3種の役職を以下に比較してみる。

- (1) 理論上のムフタシブと実際のムフタシブはヒスバの義務に関係していたのに対し、サーヒブ・アッスークとそれとの関係は認められない。
- (2) 職務範囲においては、サーヒブ・アッスークと実際のムフタシブはほとんど差異

が認められない。それに対し、理論上のムフタシブの職務範囲は両者を包含した、広範囲のものである。

- (3) サーヒブ・アッスークについては、他の役職との関係ははっきりしないが、理論上のムフタシブはカーディーの管理下にあると規定され、実際のムフタシブも同様であった可能性が高い。
- (4) サーヒブ・アッスーク、理論上のムフタシブ、実際のムフタシブは共に助手を使い、政府から報酬を受け取っていた。
- (5) サーヒブ・アッスーク、理論上のムフタシブ、実際のムフタシブは共に強制執行権と処罰権を持っていた。

以上のことから、この3種の役職における違いは、(1)のヒスバの義務の有無と、(2)のヒスバの義務との関連から発する職務範囲の違いという2点のみであったことがわかる。理論上のムフタシブと実際のムフタシブにおいては、(2)の職務範囲のみの違いであり、実際のムフタシブは、理論通りの職務を行ってはいなかったことが明らかである。

また、サーヒブ・アッスークと実際のムフタシブにおいては、相違点は(1)のみである。すなわち、サーヒブ・アッスークからムフタシブへの名称の変化の際に、ムフタシブはヒスバの義務を負わされたはずであるが、サーヒブ・アッスークと実際のムフタシブとは職務内容にほとんど違いがなかったということである。したがって、名称の変化は、実務的な面における変化をほとんど伴っていなかったと考えられる。女性やジンミー、音楽、偶像などの宗教的規制項目についても、サーヒブ・アッスークもすでに取り締まっていたのであり、これらはヒスバの義務から来た項目というよりは、公共の場での秩序維持の必要性から発したことであろう。サーヒブ・アッスークもイスラム国家の役人である限り、自分の管轄内での宗教的違反があれば、取り締まることが必要であったに違いないからである。

おわりに

ムフタシブという役職はイスラム時代のかかなり初期から、そしてイスラム世界全域で存在したものである。その起源は *ṣāhib al-sūq* すなわち市場の長官に求められるが、東方イスラム世界においては、その呼称はウマイヤ朝からアッバース朝にかけて変化し、*ṣāhib al-ḥisba* または *muḥtasib* に置き変わった。アンダルスにおいても初期には *ṣāhib al-sūq* という名称が用いられていたらしく、ウマイヤ朝のヒシャム一世の時代に最初にその存在が確認される [Ibn al-Abbār: *Hulla* 60]。アンダルスではこの名称は長らく

保持されたが、東方と同様の動きが、数世紀遅れてアンダルスにも波及し、ウマイヤ朝崩壊前後から、次第に *ṣāhib al-ḥisba* または *muḥtasib* へと名称が変化していったのである。

ヒスバの義務がサーヒブ・アッスークに課された時期、経過や理由は明らかではない。ただ、ヒスバの義務がムスリム生活全般に関わるものであり、全てのムスリムに課せられるものである以上、ヒスバの義務という概念が実際の国家役人の職務に影響を及ぼしたとき、おそらくそれはあらゆる種類の役人に課せられたのであり、ムフタシブに限ったことではなかったはずである。各々の役人は、自分の職務範囲において、ヒスバの義務の実現を道徳的に負っていたと考えるのが自然である。しかし、唯一ムフタシブにのみヒスバの名が残ったのは、サーヒブ・アッスークの果たしていた職務の性質によるものであったのだろう。つまり、さまざまな役職の中でも、ヒスバの義務を適用する内容を含む割合が最も大きかったのが、このサーヒブ・アッスークだったのである。

以上のことから導き出せる結論として、サーヒブ・アッスークからムフタシブへの変遷において実質的に変化したのは、職務の名称とそれに伴う意識的な道徳規範であったということである。よって、ヒスバの手引書は、理論の部分と実務の部分をはっきり区別して考察すべきであろう。

論文中で明らかにしたように、ムフタシブはサーヒブ・アッスークと呼ばれていた時代から、都市の経済の管理と、それに付随する施設の管理という職務を受け持つ役人であった。とくに、食糧における度量衡の乱れは都市経済を混乱させ、また市場価格の上昇は都市市民の動揺を引き起こし、悪くすると暴動に到る重大事であった。そのため度量衡の管理や食糧価格の安定維持は、ムフタシブの職務のうちの大きな部分を占めていたと考えてよかろう。またその他の職務である商品の品質維持、不正の摘発も、都市経済、ひいては都市自体を安定させるためのものだったのである。

したがって、ムフタシブが君主から与えられた職務とは、都市経済とそれに付随する諸事の監視であり、ヒスバの義務は彼らの道徳的行動基準であったと結論してよいであろう。よってその義務の実現の程度は、個々のムフタシブにより差があったことであろう。ヒスバの義務を果たすことは、世俗権力に仕える役人としての任務ではなく、イスラム国家の役人としての義務だったのである。

[付記] 本論文に関しては、多くの方々に御助言をいただきました。特に上智大学の私市正年氏には、貴重な蔵書をお貸しいただきました。ここに記して感謝の意を表します。

注

- 1) ここで言う「ヒスバの手引書」は、ヒスバ研究者たちの設定した分類名称である *manuels de hisba* の訳である。
- 2) コーラン 3 : 100「汝ら全部が打って一団となり、人々を善に誘い、義しいことを勧め、いけないことを止めさせるよう努めよ」[井筒俊彦訳、『コーラン』、岩波文庫]。
- 3) ヒスバ研究は、初期はテキストの出版が主であった [Colin & Lévi-Provençal 1931 (SQ), Lévi-Provençal 1934 (IA, 注14参照), Levy 1938 (IU)]。そしてそのテキストの校訂者たちは序文でヒスバ論を述べたが、彼らはヒスバの手引書の理論を重視し、理論上のムフタシブと実際のムフタシブの違いに余り注目していなかった。
- 4) Floor 1985 : 59-67, Chalmeta Gendrón 1973 : 225-352, Buckley 1992, 59-67。
- 5) ヒスバに関する史料の分類に関しては、*ET² HISBA* および Floor 1985参照。
- 6) マグリブ以外の地域、たとえばエジプトなどではこの種類の史料が豊富であり、ムフタシブの活動を歴史上に跡付けることができるが [菊地 1983]、アンダルスではムフタシブはほとんど歴史の表舞台に出てこない。
- 7) 著者 *Aḥmad b. 'Abd Allāh b. 'Abd al-Ra'ūf* は法学者であること以外何もわかっていない。アンダルス人なのかどうかも確認できないが、10世紀に *Banū 'Abd al-Ra'ūf* という一族がカリフの側近の中に見えること [Ibn 'Idhārī, *Al-Bayān al-mughrib fī akhbār al-Andalus wa'l-Maghrib II*, Beirut 1983 : 193 ff.] と、アンダルスの法学者 *Ibn Ḥabīb* の引用が最も多いことから、10~11世紀頃のアンダルス人であると考えられている [Chalmeta 1970]。
- 8) 著者 *'Umar b. 'Uthmān b. al-'Abbās al-Jarsīfī* はどのような人物か特定できていない。本文中にも手掛かりはなく、アンダルス人であるかどうか不明である。引用者の没年の最後は1253年であるので、成立は13世紀以降であろう。この本は非常に短く、具体性も少ない。法学者の引用が多いが、他のマグリブのヒスバの手引書と違い、シャーフィイー派も引用しているのが特徴である。
IR と JS については、R. Arié の仏訳、"Traduction annotée et commentée des traités de hisba d'Ibn 'Abd al-Ra'ūf et de 'Umar al-Garsīfī", *Hespéris-Tamuda* 1960, 1 を参照した。
- 9) 著者 *Abū 'Abd Allāh Muḥammad b. Abī Muḥammad al-Saqāṭī* も詳しい経歴はわからない。本文によればマラガのムフタシブをつとめた法学者である。この本の成立時期は、本文中の記述からキリスト教徒によるアルメリア占領の年1147年とコルドバ占領の1236年の間であろうと推測されている [Chalmeta 1970]。全体は8章から成り、第1章がヒスバの理論の記述で、あとは諸職業の記述である。この本の特徴は法学者の引用が全くなく、自分の体験あるいは先代のムフタシブ達の経験を基にして書いていることで、具体的な逸話がしばしば見られる。なお、P.

Chalmeta Gendrón の西訳, “El *Kitāb fī ādāb al-ḥisba* (Libro del buen gobierno del zoco) de al-Saqatī”, *Al-Andalus* 1967-68, 32-33を参照した。

- 10) 著者 al-Nāṣir li'l-Ḥaqq al-Ḥasan b. 'Alī al-Uṭrūsh(? -917)はイランのザイド派イマームである。10数ページという短いものであるが記述は具体的で法学者の引用は全く無い。しかしヒスバ、ムフタシブ、「善を勧め、悪を禁じる」という一連の用語が他のヒスバの書と同じように使われており、9～10世紀頃には既にこの概念が広まっていたことがわかる。
- 11) 著者 'Abd al-Raḥmān b. Naṣr al-Shayzarī(? -1193)はシリア人であり、ムフタシブとカーデーの経験がある。565(1169/70)年頃にはアレppoで医者をしていた。この本は40章から成る。ヒスバの理論について述べているのは第1章と40章のみであり、第2章から第39章までは各章にひとつの職業を当てて説明している。職業ごとに章を立てるのはマシュリクのヒスバの手引書の特徴である。またSQと同じく法学者の引用が少なく記述が具体的である。なお、W. Behrnauer の仏語抄訳 “Notice particuliere sur la charge de mouhtasib par le cheik Annabrawi”, *JA* 1860-61, 16-17を参照した。
- 12) 著者 Muḥammad b. Muḥammad b. Aḥmad b. al-Ukhuwwa(? -1329)はエジプト人法学者である。この人物も詳しいことはわかっていない。この本は70章から成る。内容から見て大きく二部に分けられる。前半部分の第1章から第49章まではSZと比べてみると、職業の記述の順番がほとんど同じであり、文章も全く同じ部分が多い。よってSZを基にしていることは確実である。特に法の見解の書き加えが多い。後半部分は、簡潔な記述であり、登場する職業はSZにはでてこないものである。また、前半と文体が違うようであり、法学者の引用は全く無い。よってこの後半部分はSZとは別の史料を付加したものと考えられる。
- 13) 著者 Abū Zakariyā' Yaḥyā b. 'Umar b. Yūsuf b. 'Amr al-Kinānī(828/9 -898/9 または901/2)はアンダルス出身のマーリク派法学者である。若くに東方に旅し、イフリーキーヤ、エジプト、カイラワーンで学び、晩年はスーサに住みそこで没した。このテキストには2種類ある。ひとつはMakkī, “*Kitāb aḥkām al-sūq*”, *Ṣaḥīfa al-Ma'had al-Miṣrī li'l-dirāsāt al-islāmīya fī Madrīd* 1956, 4であり、これはイフリーキーヤのマーリク派法学者 Wansharīsī の al-Mi'yār というファトワー集から Yaḥyā に関する部分を抜き出したものである。もう一つは Dashrāwī 1975で、これは独立した写本からのものである。これらふたつは Yaḥyā の弟子が筆記したものであるが、筆記者が異なっている。両者を比較してみると、項目には多少の異同はあるが、文面はほとんど同じである。よって両者は同じものを基にしていると思われる。ただ、Dashrāwī 1975の方が省略が少ないので、こちらを主に使用した。なお、E. García Gómez の Makkī 1956のテキストに対する西訳, “Unas ordenanzas del zoco del siglo IX”, *Al-Andalus* 1957, 22を参照した。
- 14) 著者 Muḥammad b. Aḥmad b. 'Abdūn al-Tujībīはアンダルス人法学者である。経歴ははっきりしないが、本文中の記述によればムラービト朝期のセビーリヤに住んでいた。よってこの本の

成立年代は11世紀後半から12世紀前半であろう。なお, Lévi-Provençal はすでに1934年に同一のテキストを *JA* に発表している (Un document sur la vie urbaine et les corps de métiers à Séville au début du XII^e siècle : le traité d'Ibn 'Abdūn)。また, E. Lévi-Provençal の仏訳, *Séville musulmane au début de XII^e siècle*, Paris 1947を参照した。

- 15) Abū al-Ḥasan 'Alī b. Muḥammad al-Māwardī(974-1058)はシャーフィイー派法学者。
- 16) 引用その他は, 湯川 武訳, 「統治の諸規則」, 『イスラム世界』, 19-22による。
- 17) Aḥmad Ibn Taymīya(1263-1328)はシリアのハンバル派法学者。以下の記述は, M. Holland, *Public Duties in Islam*, London 1982参照。
- 18) 'Abd al-Raḥmān Ibn Khaldūn(1332-1406)はマーリク派法学者。以下の記述は, 森本公誠訳, 『歴史序説』第1巻, 岩波書店 1979 p.452参照。
- 19) ここでは, 法学者の人名伝である Ḍabbī, *Bughyat al-multamis fī ta'riḫ riḡāl ahl al-Andalus*, Madrid 1884; Ibn al-Abbār, *Ḥulla al-siyarā'*, ed. Dozy, Leiden 1847-51; idem, *Takmila li Kitāb al-ṣila*, Cairo 1956; Ibn Bashkuwāl, *Kitāb al-ṣila*, Cairo 1966; Ibn al-Faradī, *Ta'riḫ al-'ulamā' wa'l-'ilm bi'l-Andalus*, Cairo 1954; Ibn Juljul, *Ṭabaqāt al-aṭibba wa'l-ḥukamā'*, Cairo 1985; Nubāhī, *Ta'riḫ quḍāt al-Andalus*, Cairo 1948, および, 史書である Ibn al-Khaṭīb, *Kitāb ā māl al-ā'lām*, Beirut 1956; Ibn al-Qūṭīya, *Ta'riḫ iftitāḥ al-Andalus*, Beirut 1957; Ibn 'Idhārī 1983を使用した。
- 20) 初期にも muḥtasib や hisba という用語は使われていたが, 役人を指す言葉ではなかった。人名伝によると, それは全部で13例あり, 時代はシリアのウマイヤ朝の属領時代からムラービト朝期にまでわたる。伝記の文脈から考えて, この muḥtasib は政府の役職ではなく, ヒスバの義務を果たす個人を意味するものとして使われている。
- 21) このうち二人には, hisba の語が使われているが, 両方とも, aḥkām al-sūq と一般には呼ばれていたという注が付いている。したがって, これは伝記の著者が, 自身の時代の用法に従って, hisba の語を用いたということであろう。
- 22) 人名伝では, ṣāhib al-sūq は ṣāhib al-shurṭa との兼任がしばしば見られる。このことから, この二つの役職は関係が深いと推測できる。
- 23) ムアッジンについてはほとんどのヒスバの手引書に記述されているが, SQ, SZ は理論の章に記述があるだけである。加えて SQ のムアッジンの記述は単にムフタシブが他人のプライバシーを侵害してはいけないということを示すための逸話に過ぎない。
- 24) アミーンはマシュリクではアリーフ 'arīf と呼ばれていた。アミーンの使用が見られるのは IR, IA, SQ であるが, IA, SQ にはアリーフも使われている。それに対し, SZ にはアリーフしか使われていない。IU には職人を監視する人を任命するという記述はでてくるが, これらの用語は使われていない。

参考文献

Buckley, R. P.

1992 *The Muhtasib, Arabica*, 39.

Chalmeta Gendrón, P.

1970 *La hisba en Ifrīqīya et al-Andalus : étude comparative, Les Cahiers de Tunisie*, 18.

1973 *El "señor del zoco" en España : edades media y moderna*, Madrid.

Floor, W.

1985 *The Office of Muhtasib in Iran, Iranian Studies*, 18.

Gaufrey-Demombynes, M.

1938 *Sur quelques ouvrages de hisba, JA*, 230.

1947 *Un magistrat musulman : le muhtasib, Journal des Savants*.

羽田 正, 三浦 徹

1991 『イスラム都市研究』, 東京大学出版会.

Imamuddin, S. M.

1963 *Al-Ḥisba in Muslim Spain, IC*, 37.

1981 *Muslim Spain 711-1492 A.D.*, Leiden.

菊地忠純

1983 マムルーク朝時代カイロのムフタシブ, 『東洋学報』, 64.

Lévi-Provençal, E.

1953 *Histoire de l'Espagne musulmane*, Paris.

Levy, R.

1957 *The Social Structure of Islam*, Cambridge.

Marçais, G.

1954 *Considerations sur les villes musulmanes et notamment sur le role du mohtasib, Recueils de la Société Jean Bodin*, 6.

Tyan, E.

1960 *Histoire de l'organisation judiciaire en pays d'Islam*, Leiden.

湯川 武

1988 ヒスバとムフタシブ—中世イスラームにおける社会倫理と市場秩序の維持, 『国際大学中東研究所紀要』, 3.